

「特定国立研究開発法人の見込評価等及び次期中長期
目標の内容に対する意見・指摘事項の考え方」

令和6年7月19日

総合科学技術・イノベーション会議

評価専門調査会

目 次

はじめに — 考え方の位置付け —	2
第1章 共通事項	3
(1) 特定法人所管省の見込評価等の結果についての点検	3
(2) 見込評価等における確認事項	4
(3) 次期中長期目標における確認事項	4
第2章 個別事項	6
第1節 理化学研究所	6
(1) 見込評価等における確認事項	6
(2) 次期中長期目標における確認事項	6
第2節 産業技術総合研究所	7
(1) 見込評価等における確認事項	7
(2) 次期中長期目標における確認事項	8
第3節 物質・材料研究機構	8
(1) 見込評価等における確認事項	8
(2) 次期中長期目標における確認事項	9
おわりに	10

はじめに — 考え方の位置付け —

平成 28 年 10 月に特定国立研究開発法人（以下、「特定法人」という。）制度¹が発足した。特定法人は、産学官の人材・知・資金を結集し、イノベーションシステムを強力に駆動する中核機関である。また、特定法人は国家戦略に基づき、我が国全体の見地から科学技術イノベーションの基盤となる世界最高水準の研究開発成果を創出するとともに、研究開発成果の普及及び活用を促進することが求められている。

同制度では、特定法人に対して主務大臣が行う中長期目標の期間終了時に行う見込評価の結果及び同じく終了時の検討の結果等並びに次期中長期目標の内容について、総合科学技術・イノベーション会議（以下、「CSTI」という。）が意見・指摘事項を述べるに際し、CSTI が、我が国全体の見地から府省横断的観点及び国家戦略との整合性の観点から関与することとされている。

本文書は、「特定国立研究開発法人の見込評価等及び次期中長期目標の内容に対する意見・指摘事項の考え方」（以下、「考え方」という。）としてとりまとめる。

なお、見込評価及び中長期目標期間終了時の検討（以下、「見込評価等」という。）の結果並びに次期中長期目標の内容に対する意見²・指摘事項をとりまとめる際の一連の対応は、CSTI 評価専門調査会が担うものとする。考え方は、次の各点を前提としてとりまとめる。

（見込評価等に対して）

- ①主務大臣（所管省）の行った評価結果を点検するに当たり、CSTI 評価専門調査会は重点を置く観点について確認する。
- ②考え方は、3 特定法人³として求められる共通事項と 3 特定法人の研究開発の特性が異なることから個別事項に分ける。
- ③見込評価及び中長期目標期間終了時の検討の結果に対する意見・指摘事項は一体的に扱う。

（次期中長期目標に対して）

○主務大臣が次期中長期目標を策定するに当たり、CSTI 評価専門調査会は特定法人及び所管省と意見交換や政策討議の場を設ける。

¹ 「特定国立研究開発法人による研究開発等の促進に関する特別措置法」（平成 28 年 5 月 18 日公布）

² 意見は、総合科学技術・イノベーション会議で決定。

³ 物質・材料研究機構、理化学研究所、産業技術総合研究所。

第1章 共通事項

(1) 特定法人所管省の見込評価等の結果についての点検

CSTI 評価専門調査会は、特定法人所管省が行った見込評価等の結果を点検するに当たり、次の(2)に掲げる観点について重点を置いて確認する。

(参考) 見込評価等の体制とスケジュール

【体制】

- ① 独立行政法人通則法に基づき、外部有識者からなる国立研究開発法人審議会を設置⁴。
- ② 同審議会の下に、所管する国立研究開発法人毎に部会を設置。

【スケジュール】

(被評価法人)

- ① 前年度までの業務実績及び中長期目標最終年度の実績見込みをとりまとめた自己評価書等を作成し、提出。

(所管省)

- ② 部会※ <6～8月>
 - i) 法人から自己評価書等に基づいてヒアリング
 - ii) 法人の自己評価書等をベースにした評価案を審議
 - iii) 評価案について部会としての意見を取りまとめ
※各法人に共通すると考えられる課題(制度運用等)もあれば検討。
- ③ 審議会 <8月>
 - i) 各部会長から、上記の意見について説明
 - ii) 審議会として、見込評価等への意見を決定
- ④ 主務大臣による決定 <8～9月>
各法人の見込評価等を決定、公表。

(総務省)

- ⑤ 独立行政法人制度評価委員会※ <9月～11月>
対象法人の見込評価等について審議し、主務大臣に対して必要な意見を述べる。
※次期中長期目標案策定に当たっての留意事項も通知。

【評価の視点等⁵】

- ① 研究開発に係る事務及び事業に関する評価
 - i) 「研究開発成果の最大化」に向けた評価
 - ii) 「適正、効果的かつ効率的な業務運営の確保」に向けた評価
 - iii) 研究開発の特性等を踏まえた評価
 - iv) 競争的研究資金等の外部資金による事業等の評価に係る留意点
 - v) 研究不正の防止に係る評価
 - vi) 法人に共通的なマネジメントに係る評価の視点
 - vii) 長のマネジメントの評価
 - viii) 評価結果の活用等
- ② 研究開発以外の事務事業に関する評価
 - ・業務の質の向上、業務の効率化、財務内容の改善等、法人の業務運営の改善等を促す評価

⁴ 国立研究開発法人に関して、i) 中長期目標の策定等、ii) 業務実績の評価、iii) 組織・業務全般の見直しにあたって、科学的知見等に即して主務大臣に助言。

⁵ 「研究開発成果の最大化に向けた国立研究開発法人の中長期目標の策定及び評価に関する指針」(平成26年7月17日総合科学技術・イノベーション会議決定)。

(2) 見込評価等における確認事項

CSTI 評価専門調査会は、我が国全体の見地、国家戦略との整合性の観点から、上記(1)を確認するに当たり科学技術・イノベーション基本計画(以下、「基本計画」という。第6期基本計画においては、「Society 5.0」の実現や、知のフロンティアを開拓し価値創造の源泉となる研究力の強化)及び統合イノベーション戦略に向けた取組の実施状況について、所管省及び被評価法人から説明を求める。

その際、特定法人所管省が行った見込評価等の結果を点検するに当たり、次の観点が適切に評価されているかについて確認する。

- ① 基本計画及び統合イノベーション戦略の実現に向けて、我が国全体の見地から府省横断等の観点(特定法人など他の機関との連携を含む)を踏まえた取組を進めているか。特に中長期目標期間中に基本計画及び統合イノベーション戦略が改訂された場合は、改訂された基本計画及び統合イノベーション戦略に対応した取組状況について注視する。(例えば、若手研究者が活躍できる環境の整備⁶への貢献や具体的な成果など)
- ② 「特定国立研究開発法人による研究開発等を促進するための基本的な方針」⁷(以下、「基本方針」という。)に沿って、世界最高水準の研究開発成果の創出・普及及び活用の促進に向けた取組⁸を進めているか。また、その取組状況を評価できているか。

(3) 次期中長期目標における確認事項

- ① CSTIの見込評価等に対する意見・指摘事項が反映されているか。
- ② 基本計画、統合イノベーション戦略、及び基本方針に沿って、世界最高水準の研究開発成果の創出、普及及び活用の促進に向けた具体的な目標設定及びその評価指標が定められ、目標を実現するための業務運営の改善に向けた取組⁹を進めているか。
- ③ 「国立研究開発法人の機能強化に向けた取組について」¹⁰に沿って、国立研究開発法人が研究力を高めるとともに、その成果を社会実装につなげていくために、柔軟な人

⁶ 第6期科学技術基本計画(令和3年3月26日閣議決定)第2章より。

⁷ 平成28年6月28日閣議決定。

⁸ 産学官の人材、知、資金等を結集する場の形成状況、世界水準の研究者等の確保・育成、研究者が研究開発に専念できる環境、法人の長がリーダーシップを存分に発揮できる運営体制、民間資金など多様な資金の確保等。

⁹ 例えば上記8の改善に向けた取組。

¹⁰ 令和6年3月29日関係府省申合せ。

事・給与の仕組みによる多様な人材の確保、各法人の連携・協力による研究マネジメント（PM）人材等の育成、研究成果の知的財産の適切な管理及び健全な研究推進の前提となる研究セキュリティ・インテグリティ等の取組を進めているか。

第2章 個別事項

第1節 理化学研究所

(1) 見込評価等における確認事項

理化学研究所の特性に留意し、新たな研究分野・領域の開拓や国内外の研究者や研究機関等のネットワークの構築による世界最高水準の研究開発成果の創出、普及及び活用の促進といった社会と世界の要請と期待に応える自然科学の総合的な研究機関として、中長期目標¹¹の達成に向けた取組の実施状況について、特定法人所管省が行った見込評価等の結果を含め、所管省及び被評価法人から説明を求める。

その際、次の各点に重点を置く。

- A イノベーション創出のための自律的な法人運営を進めているか。研究開発成果を最大化し、イノベーションを持続的に創出する自然科学の総合的な研究機関において理事長のリーダーシップを発揮できているか。特に、目指すべき理化学研究所の姿を達成するためのマネジメント（法人の統治のみならず組織化された研究マネジメントを含む）及び体制面の整備の進捗状況や施策の効果（経営資源の配分戦略及び効果に対する自己評価を含む）について注視する。
- B 機能強化に向けた取組を適切に進めているか。その際、特に中長期目標期間中に生じた次の各点に重点を置く。

i) 国家戦略等に基づく戦略的な研究開発の構築

新設された量子コンピュータ研究センターの設置と運用を始めとする取組状況。

（他の研究機関や産業界との連携等、横断的な融合による量子技術イノベーションの創出における戦略的な取組について注視する。）

ii) 多様かつ優秀な研究者（若手、女性研究者を含む）の育成・雇用

次世代の優れた研究者の育成・支援（諸制度の構築と実施および今後の計画について注視する。）

iii) 総合的な研究機関の強みを活かした新たな取り組み

他の研究機関の模範となる先進的な研究システムの構築（整備・運用等について注視する。）

(2) 次期中長期目標における確認事項

¹¹ 平成30～令和6年度。

- ① 基本計画に沿って、C S T Iの次期中長期目標に対する意見・指摘事項が反映されているか。
- ② 上記(1)を実現するため、次期中長期目標において具体的な内容（例えば、特定法人としての先駆的な取組など）を規定しているか。

第2節 産業技術総合研究所

(1) 見込評価等における確認事項

産業技術総合研究所のミッションである、鉱工業にかかわる研究開発や地質調査、計量標準の設定における産業技術政策における科学技術に関する研究及び開発等の業務の総合的な実施により、我が国全体のイノベーションエコシステムを長期的に牽引する中核的实施機関として、中長期目標¹²に掲げた「社会課題解決と産業競争力強化」に留意し、その達成に向けた取組の実施状況について、特定法人所管省が行った見込評価等の結果を含め、所管省及び被評価法人から説明を求める。

その際、次の各点に重点を置く。

A 社会的課題解決と産業競争力強化の実現に向け、革新的な技術シーズを事業化につなげる「橋渡し」機能の強化をどのように進めているか。民間からの資金獲得の達成状況だけでなく、達成に向けた体制や戦略的な経営資源投資、その成果についても注視する。その際、特に次の各点に重点を置く。

- i) 中核機能の強化：ナショナル・イノベーション・エコシステムの構築に向けた産学官の連携強化及びスタートアップ等の創出・支援に対する取組（拠点整備による地域イノベーションの推進に関する取組、戦略的な知的財産マネジメントに関する取組を含む）
- ii) 社会実装を見据えた取組の実施：研究基盤の整備・高度化にとどまらず、それらの産業や社会における利活用促進のための知財活用や国内外の標準化等の事業化に必要な措置を盛り込んだ取組

B 基本計画及び統合イノベーション戦略の実現に向け、特定法人としての研究所運営について、特に、次の各点に重点を置き、理事長のリーダーシップの発揮を注視する。

- i) 経済成長・産業競争力の強化に向けた研究開発の体制及び取組

¹² 令和2～令和6年度。

- ii) 国際的に卓越した研究人材にとどまらず、技術経営力の強化や研究マネジメントに資する多様な人材確保（若手、女性研究者を含む）や体制構築の取組
- iii) 技術インテリジェンスの強化・蓄積および国家戦略への貢献
- iv) 国際的な共同研究開発の推進

C 長期的な拠点整備等の取組をどのように進め、どのような成果が得られたか。

その際、特に各拠点の運営に重点を置く。（各拠点とは、つくばセンター、臨海副都心センター、柏センター、福島再生可能エネルギー研究所、各地域センターを示す）

D 国家安全保障及び経済安全保障の観点から、職員による情報漏えい事案の発生後、どのような再発防止の対応がとられているか。

（2）次期中長期目標における確認事項

- ① 基本計画及び統合イノベーション戦略に沿って、CSTIの次期中長期目標に対する意見・指摘事項が反映されているか。
- ② 上記（1）を実現するため、次期中長期目標において具体的な内容（例えば、特定法人としての先駆的な取組など）を規定しているか。

第3節 物質・材料研究機構

（1）見込評価等における確認事項

物質・材料研究機構の特性に留意し、我が国唯一の物質・材料研究分野における基礎研究および基盤的研究開発の中核的機関として、中長期目標¹³の達成に向けた取組の実施状況について、特定法人所管省が行った見込評価等の結果を含め、所管省及び被評価法人から説明を求める。

その際、次の各点に重点を置く。

A マテリアル革新力強化戦略¹⁴のアクションプラン（1. 革新的マテリアルの開発と迅速な社会実装、2. マテリアルデータと製造技術を活用したデータ駆動型研究開発の促進、3. 国際競争力の持続的強化）に基づき、我が国の経済発展及び経済安全保障を確保する

¹³ 平成28～令和4年度。

¹⁴ 令和3年4月27日統合イノベーション戦略推進会議決定

観点から、マテリアル革新力を高めることにより、持続可能な社会への転換に貢献する取組事業計画を策定し、進めているか。

マテリアル分野における革新的技術の研究開発を牽引し、産学官共創による社会実装も見据えた取組をどのように進めているか。

B 特定法人として、先駆的かつ業務横断的な取組(制度改革や体制整備を含む。)を実践し、評価指標・モニタリング指標で進捗把握ができているか。特に、次の各点に重点を置く。

- i) 理事長のマネジメントが発揮された取組
- ii) 国際的に卓越した研究力・技術力の強化に資する人材(特に若手、女性研究者)の確保・養成の取組
- iii) 産業界との連携(マテリアルズ・オープンプラットフォーム等)や研究開発法人発ベンチャーの創出状況及びその成果
- iv) 研究成果のアウトリーチ活動を通じた STEAM 教育への貢献
- v) 全国のマテリアルデータを集約し、利用する研究者のニーズに応じた的確にデータを提供するプラットフォーム整備等を通じたデータ駆動型の研究の促進及び施設・設備・データ基盤の共用の一層の加速化の取組

(2) 次期中長期目標における確認事項

- ① 基本計画及び統合イノベーション戦略に沿って、C S T I の次期中長期目標に対する意見・指摘事項が反映されているか。
- ② 上記(1)を実現するため、次期中長期目標において具体的な内容(例えば、特定法人としての先駆的な取組など)を規定しているか。

おわりに

CSTIは、見込評価等及び次期中長期目標の内容について意見・指摘事項を述べることにより国家戦略との連動性を高め、我が国の科学技術水準の著しい向上や国際的な産業競争力の強化の実現を図る。また、特定法人は資源制約の中で求められる使命を果たし、国家的目標の実現に貢献できるよう、研究開発成果最大化のための創造性を発揮できる環境を整えることが重要である。

今後、CSTIは考え方を所管省とも共有したうえで、その実効性を担保する。また、所管省及び特定法人は国家戦略との連動性を高める観点から、CSTIとの施策の推進等に関する対話を定期的に行うことが求められる。CSTI、主務大臣（所管省）、特定法人それぞれの役割が適切に果たされるよう今後も継続的に検討を重ね、より充実した内容となることが望ましい。